

第三〇〇〇二六九〇号

認定証

神奈川県川崎市幸区紺屋町三〇番地

株式会社ジンダイ

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第二条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和四年一月一八日から

令和九年一月一七日まで

東京都公安委員会

